



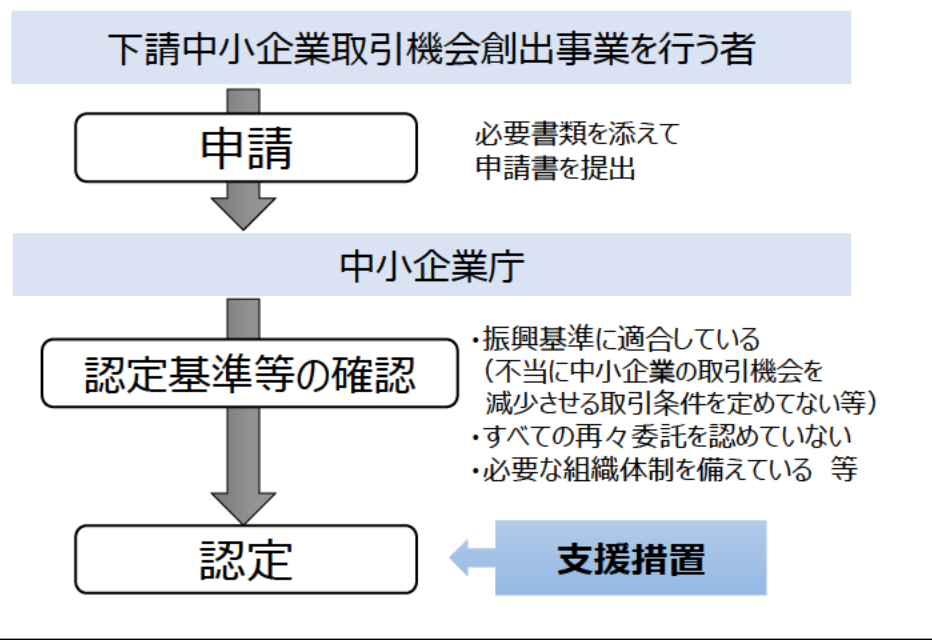
下請中小企業取引機会創出事業者認定制度の概要

中小企業庁
取引課

1. 下請中小企業取引機会創出事業者認定制度の概要

- ・ 自らが親事業者等から一括して発注を受けた上で、提携する下請中小企業の中から、発注内容に最適な企業を選定し、再発注する事業を行う者であって、一定の基準を満たす場合に認定を受けることができる制度（下請中小企業振興法第15条）。
- ・ 国から認定を受けた下請中小企業取引機会創出事業者のうち中小企業者である場合には、その事業の遂行に必要な金融上の支援措置等を受けることができます。

【認定を受ける場合の流れ】



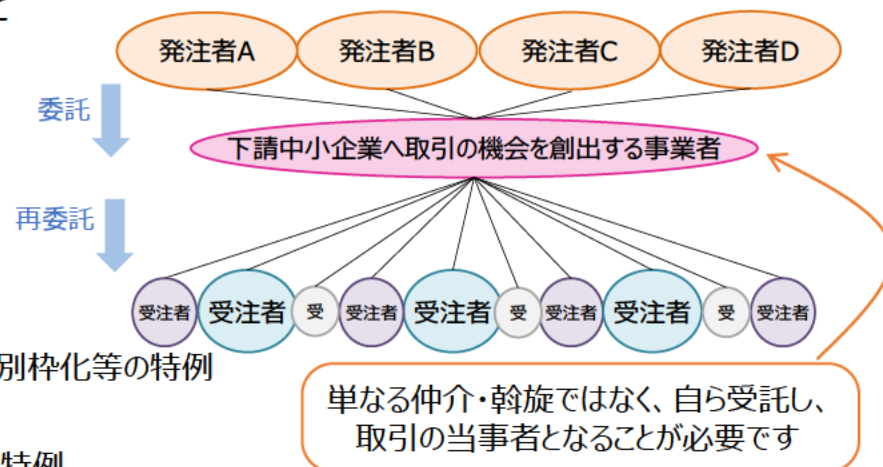
【支援措置】

- ① 中小企業信用保険法における普通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額の別枠化等の特例
- ② 中小企業信用保険法における新事業開拓保険の限度枠の拡大の特例
- ③ 中小企業投資育成株式会社法における、会社設立時の新株予約権等の引受等の特例
- ④ 中小企業基盤整備機構による情報提供（海外のビジネス動向等のマクロ情報（×個別の事業者情報））

※個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要。

下請中小企業取引機会創出事業

- ・ 親事業者から委託を受け、かつ、当該委託の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること
- ・ 委託を受けた行為についての再委託に係る工程管理又は品質管理を行うこと
- ・ 再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと



2. 支援措置の内容

【支援措置①②】

中小企業信用保険法の特例

中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が行う債務保証に係る保険の限度額等について特例が適用されることにより、**従来の限度額を超える保証を受けられる制度**です。特例の適用にあつては下請中小企業取引機会創出事業者の認定を受ける必要があります。

■ 普通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額の別枠化

中小企業者である場合には、普通保険、無担保保険、特別小口保険の特例により、それぞれさらに別枠で同額の保証を受けることができます。（保証に際しては、信用保証協会による審査があります。）

【限度額】			+	【別枠】	
普通保険	企業	2 億円		2 億円	
	組合	4 億円		4 億円	
無担保保険	8,000万円			8,000万円	
特別小口保証	2,000万円			2,000万円	

■ 新事業開拓保険の限度枠の拡大

【限度額】			→	【拡大】	
新事業開拓 保険	企業	2億円		3億円	
	組合	4億円		6億円	

問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会業務企画部 ☎03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会
<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

【支援措置③】

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社が中小企業者の**株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け等**をすることにより、資金調達を支援します。特例を受けるためには、下請中小企業取引機会創出事業者の認定を受ける必要があります。

■ 対象者

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。

なお、**特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象となります。**

■ 支援内容

以下の支援を受けることができます。
（投資に際しては、投資育成会社による審査があります。）

【投資事業】

- ①株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- ②増資に際して発行される株式の引受け
- ③新株予約権の引受け
- ④新株予約権付社債の引受け

【育成事業】

投資先企業に対して、経営相談、ビジネスマッチング、株式上場支援、セミナー・情報提供等の支援を行います。

問い合わせ先

東京中小企業投資育成（株） ☎03-5469-1811
名古屋中小企業投資育成（株） ☎052-581-9541
大阪中小企業投資育成（株） ☎06-6459-1700

3. 下請中小企業取引機会創出事業者認定制度の認定基準

- ① **下請中小企業取引機会創出事業の内容**が下請中小企業の取引の機会の創出に資するものとして、経済産業省令で定める**基準に適合**すること。
- ② **下請中小企業取引機会創出事業を実施する体制**が下請中小企業取引機会創出事業を適切に実施するために必要なものとして、経済産業省令で定める**基準に適合**すること。

【下請中小企業取引機会創出事業の**内容に関する基準**】

- (1) 法第三条第二項第八号に掲げる**振興基準に定める事項に適合**すると認められること(※)。
- (2) **再委託をする中小企業者の決定**に当たっては、中小企業者の技術や商品等の品質等を考慮するなど、**合理的な理由をもって行うこと**。
- (3) 再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者に**更なる再委託をすることを認めないこと**。
- (4) その他中小企業者の適切な取引機会を創出するものであること。

【下請中小企業取引機会創出事業を実施する**体制に関する基準**】

- (1) 下請中小企業取引機会創出事業を**継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤**を有していること。
- (2) 業務に関して知り得た**情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための体制**を有すること。

※ 法第3条第2項第8号に掲げる振興基準の主な内容 (振興基準 第8 1) 下請取引の機会の創出の促進)

- ・再委託をする見込みのある中小企業者の強みを自ら把握するよう努める。
- ・不当に中小企業者の取引の機会を減少させるような契約をしてはならない。
- ・再委託をした行為の一部について更なる再委託を認める場合にも、適正な取引の確保に努める。
- ・再委託先としなかった中小企業者から理由の説明の要請があったときは、原則として理由を示す。
- ・提携契約等を締結している中小企業者には、取引機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行う。
- ・取引条件の書面等による明示及び交付等、振興基準が示す内容のうち、親事業者のよるべき事項を踏まえて取引を行う。
- ・手数料等を設定する場合、中小企業者の不利益となる価格設定となることのないよう、十分に協議して決定する。

4. 申請に必要な書類、提出先

- 下請中小企業取引機会創出事業者の認定申請に係る相談・受付は、中小企業庁事業環境部取引課において行っております。
- 制度の概要や具体的な申請書の作成方法等、ご不明な点があればご相談ください。

【認定申請に必要な書類】

○申請書（省令様式第1）

1. 実施する者の概要

- (1) 氏名
- (2) 事務所の所在地

2. 下請中小企業取引機会創出事業に関する事項

- (1) 下請中小企業取引機会創出事業の内容
- (2) 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制

ア 下請中小企業取引機会創出事業の統括責任者及び当該統括責任者を補佐する者の氏名

イ その他下請中小企業取引機会創出事業の実施体制に関する事項

○添付書類

1. 省令第3条第1項各号に掲げる要件に適合することを証する書類 誓約書

2. 第3条第2項各号に掲げる要件に適合することを証する書類

- (1) 組織図・体制図
- (2) 業務上知り得た秘密を保持できる体制を備えていることを証する書類（社内規程等）

振興基準に準拠していることを
裏付ける資料として、提携する
中小企業者と締結する契約書
雛形も添付してください